

## I いじめ未然防止のための取組

○学校生活の充実こそが、いじめ防止の最善策である。また、どの子、どの学級どの場面でもいじめは起こりうるとの立場に立ち、以下の方策に取り組む。

- 1 わかる授業づくり
- 2 学習規律の徹底
- 3 学級集団づくり
- 4 社会体験、自然体験、交流体験の充実
- 5 児童会活動の充実
- 6 人権学習の推進
- 7 学級活動、道徳を両輪とする道徳教育の推進
- 8 家庭・地域との連携
- 9 教職員の資質向上
- 10 相談体制の整備

## V 「重大事態」の対応について

- 1 重大事態とは、いじめにより①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる②被害児童が相当の期間学校を欠席することである。
- 2 重大事態発生時は速やかに白岡市教育委員会へ報告する。
- 3 白岡市教育委員会と協議の上、重大事態対応のための組織を設置する。
- 4 事実関係の調査を実施する。
- 5 被害児童、保護者に情報を適切に提供する。
- 6 希望に応じて、被害児童とその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

## IV いじめ問題に向けての校内組織

○いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校ではいじめ防止対策委員会を設置する。

- 1 構成員  
管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等から実状より当てられる柔軟な組織とする
- 2 活動内容  
いじめ防止に関すること、並びに家庭や地域、関係機関との連携
- 3 開催  
年3回開催、事案発生時は緊急で開催

白岡市立白岡東小学校

## いじめ防止基本方針

・いじめ被害に苦しむ児童 0 ・いじめをする児童 0 ・いじめを見逃す児童 0  
**3つの0をめざします！**

白岡東小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

## III いじめ早期解決への取組

○「即今着手、一気呵成」の姿勢で発見したいじめには組織として対応していく。校長のリーダーシップのもと「いじめ防止対策委員会」(生徒指導委員会)が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解決まで行う。

- 1 いじめ発見時には、直ちに、被害児童の安全を確保するとともに校長に報告する。
- 2 校長は報告を受けた場合、いじめ防止委員会を招集し適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。

- 3 いじめられた児童のケアは、養護教諭や相談員、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- 4 いじめ確認後、該当保護者に事実関係を伝え家庭と連携を密に図り解決に当たる。
- 5 校長は、必要と判断した場合、加害児童を被害児童と別の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための措置を取る。
- 6 校長は、いじめを行っている児童に教育上必要と認められるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、該当児童に対して懲戒を加える。
- 7 いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成を目指したものとする。

## VI インターネットを通じて行われるいじめ対策

○本校では、自分もよくてみんなもよいの理念に基づき、児童のインターネット上のいじめを防止するため情報モラルの徹底を図る。

- 1 デジタルシティズンシップ教育の推進
- 2 保護者対象の講習会の実施
- 3 タブレット活用のルールの周知

## VII いじめ防止対策の評価と改善

○PDCAサイクルを活用し検証する。



## VIII 外部機関との連携

○保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応する。  
白岡市教育委員会、白岡市子育て支援課、久喜警察署、埼玉県警察少年サポートセンター、埼玉県中央児童相談所、SSW、SC、学校運営協議会会長等